

共同親権運動

おかしいぞ！ 白馬村・松本地裁

28号

2014年6月2日（白馬村裁判特集号）

「白馬村・子どもの帰宅権を実現する会」作ってみました

堤さんの息子さんのA君が、母親のもとから堤さんのもとに戻ってきたのは2010年9月のことだ。それ以前から堤さんは、子どもから物理的に疎外されながらも、粘り強く親子関係を取り戻そうとする仲間だった。支援というのもどうかと思ったが、実際には今年3月に裁判所が堤さん親子の訴えを退けたので、遅まきながら支援団体を作った。

雑誌の記事にしたり、kネットのメールニュースで度々取り上げたりしたもの、会を作ってからやれるようなことは以前にもできたわけだから、もっと早く取り組んでいられれば、というのが反省点になる。特に、裁判の傍聴は場所が長野県ということもあって気軽に行くことができず、たとえば白馬村は、二人が被った精神的な損害は、堤さんが「離婚した際に親権者とならなかつたがゆえに生じた当然の手続き的負担であり、被告（白馬村）に対する慰謝料が発生する余地がない」と述べるなど、「親権のない親は親じゃない」という差別意識丸出しの主張をしていた。もっと早くこういった白馬村の人権感覚を問うべきであったと思う。裁判所は、行政訴訟で行政の味方をしたというよりも、どちらかといえば、親権のない親に対して不当な扱いをしてきた、これまでの単独親権制度に由来する慣行を積極的に守ったというのが、今回の判決からうかがえることだ。裁判所は、単独親権制度に私たちが楯突くと血相を変える。それだけ理屈に合わないことをやってきた（しかもそれがばれつつある）ということだ。すべての別居親たちが、この理屈に翻弄されてきた。いっしょにやろう。

今回、支援団体を作るときに、「子どもの帰宅権」を掲げてみた。連れ去り規制に対抗する論理に、母親の居住移転の自由を侵すというのがあった。しかしそれは同時に子どもの居住・移転の自由を侵す論理でもある。これはつまり、母親という女性の権利と子どもの権利は矛盾しない、という幻想に基づいたもので、ぼくたちは「それはただの幻想です」と言っているだけだ。裁判をやっていく中で聞きたい。

今回、kネット内部の支援委員会とすることにした。

ぼくは最初から各当事者の支援のできる組合のような団体として親子ネットを作ったが、当事者が楽になるために立法活動を進めていたのに、立法活動のために当事者が我慢しろ、という当事者を利用して恥じない理屈が横行して、この団体は当事者のためにならないなと思ってkネットを新たに作った。

当時、ぼくたちのことを批判した人たちは、ほとんど運動の中に残っていない。その後、親子新法連絡会ができたが、こちら意思決定における手続きが持つ意味を理解できていない人たちがやっているのを見て、kネットは名義貸しをやめた。不平等の格差是正を掲げて運動をしているのに、自分たちがそれができないじゃ話にならない。個別支援に根差した今回の運動で、団体の枠を超えた新しい仲間を迎えることができた。同時に、kネットが持っている宣伝媒体としての機能をそのまま使える、というメリットがあった。ぼくたちはこれを機に、新しい運動の展開に入っていきたいとも思っている。（宗像充）



■カンパ ゆうちよ銀行 白馬村・子どもの帰宅権を実現する会 店名008 普 4523979

郵便振替 白馬村・子どもの帰宅権を実現する会 00140-9-695677



原則交流・共同養育 第Ⅲ期 共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11. B-202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名：kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170（普）ケイネット

帰宅権裁判の概要

杉山程彦(弁護士)

この度、堤さんとその息子のA君の控訴審での代理人となった弁護士の杉山程彦です。

本件は、親権者である母親の元から白馬村に住むお父さんである堤さん宅に息子のA君が帰ってきたところ、白馬村が①渚太郎君住民票の転入受付を拒んだことと②子ども手当を長期に渡り支給しなかったことの慰謝料請求という二つの裁判を同時に行います[それ以外に、学校を体験入学扱いさせたことについて村教育委員会を訴えたものがある。編集部注]。

A君の親権監護権については、堤さんが抗告審まで闘った結果、堤さんに権利が認められました。このとき、住民登録と、子ども手当の堤さんへの支給は認められましたが、本件では長期間住民登録と子ども手当の支給を白馬村が拒んだことが争点となります。

そもそも、住民票は実際に住んでいる市町村に置くことが原則です。子ども手当も、実際に監護する者が受け取ることが原則です。

しかしながら、白馬村は、二重登録や二重支給の恐れがあることを理由に、住民登録も子ども手当の支給も拒んだのです。

事実として、その時点では親権者であった母親が、東京都内にあったA君の住民票の転出届を拒んでおりました。ですが、そのような事実が、住民登録は実際に住んでいる場所にすべきという原則の例外にあたるような理由になるでしょうか。

少なくとも、未成年者の住民登録は親権者

(監護権者)の意思に従うなどという明文はこの法律にも書いてありません。また、未成年者であってあっても、自分の意思で住民票の転入届を出すことは、全寮制の学校に進学した場合などで実務上よくあることですので、未成年者であるA君の住民登録の届け出を無効にする理屈にはなりません。

それにもかかわらず、原審である長野地方裁判所松本支部は、戦前の大審院の判決をもちだして、未成年者の住民登録は親権者の意思に従うなどと判示しました。

いうまでもなく戦前と今では憲法からして異なります。そして、大審院のいう親権者とは家制度の中での家長たる親の意思です。子の利益のために親権を行使しなければならない現在の親権者とは自ずと性格が異なります。

A君は、住民票が白馬村に移せなかった結果、学校に正規の入学ができず、教科書を毎日学校に返したり、成績表がもらえないなどという屈辱を味わいました。母親が、東京でのA君の住民登録の転出を拒んだことは、子の利益に反し、親の権利の濫用であります。だから、上述の例外事由に当てはまると認定するなどあってはならないことです。

そういうことはおかしいことだよと国家(裁判所)が言ってあげることこそがA君の救済になるのだと、私は確信して、弁護活動にあたります。

なお、堤さんご自身が白馬村の職員であり、住民登録や子ども手当のエキスパートです。堤さんの原審での活動や、行政法の知識は、感服に値します。堤さんと我々弁護士、そして皆さんの応援が相乗効果を発揮し、計り知れないパワーが生まれることを期待しております。【今回の裁判にあたっては弁護士を編成して望む予定です】

応援メッセージ（一部です）

■お子さんを支えてきた結果、本当の頼りになる親が父親だと気づいてくれたことだと思います。まさに、親と子の関係だと思います。親は子供に愛情を限りなくそそぎ、子供は安心してその愛情を元に健全に育つことができます。人とは決して一人では生きてはいけません。それが、家族となり、大事な絆を保てるものだと信じています。白馬村の行政の対応はあり得ない。頑張ってください。焦らずじっくりと。

（山口博之）

■子供に会えない父親の1人です。裁判、頑張ってください。応援しています。（川口 雄一）

■全ての人に平等に共通にサービスしなければならない行政があまりに理不尽な対応で憤りを強く感じました。また、それを支持する裁判所にはがっかりです。お子様の利益を一番に考えて欲しいものです。

今回の村や裁判所の対応は堤さん父子の公共の利益を著しく侵害しており、許されてはいけません。堤さん父子の心中を察すると大変心が痛みます。私は堤さん父子を支持します。堤さん父子が心身ともに晴れる日が1日でも早く訪れることを願っております。毎日苦悩の連続でしょうがあきらめずがんばってください。こじれた家族間で大人の都合で親子が普通に接することができない社会は異常です。改革が必要です。今後も共同親権運動支持し応援します。（K）

■画一的な対処ではなく、子供の視点・幸せに立った対応の実現を願っています。言葉にはできないつらさをたくさん経験されていることと思います。がんばってください。応援しています。（W）

■ちらでも有志で署名活動をしてまいります。がんばりましょう。（k ネット九州）

■裁判所の親権濫用容認、行政の追従は許してはいけないと思います。三権分立といいながらも、行政が司法の連れ去り容認、引き離し容認をただただ追従するだけなのは私も経験したところですが。頑張ってください。私たちはこのような者に親子関係を疎外されるいわれはありません。親子関係についてはこの国のやり方はあきらかに異常です。応援しています。

■『連れ去られた子供が自由と幸せ』を求めて父親の元に戻ってきたのです。子供にとって一大決心し行動したのです。

子供の『願い』を守らなければ、正義は何なのかが分からなくなりそうです。

私も小学5年の長男、小学3年の長女を連れ去られた父親です。子供達の『東京に戻りたい』という『願い』を書面にしてもらい、現在は東京高裁に即時抗告しています。原審はダメでした。子供の『願い』を守れない日本であってはいけないと思います。（高松健二郎・親子ネット東京）

■何よりも子どもたちの笑顔のために。堤さんの働きかけは、何より苦しんでいる子どもたちの光だと思います。（A）

■共同親権の実現に向けて、賛同いたします。白馬村転入拒否等が問題になる原因は、一人の人間の人生を左右するという重大な親権者指定の裁判に誤りがあったことです。人間は時に判断を誤ることがあります。裁判官は人間ではないと思っているのでしょうか。自分の判断の適否を確認する追跡調査をおこなうこと。調査官調査も同様です。一人の人間の人生を左右する判断材料になる重要なものに対し、数時間の調査で判断するいい加減なことがまかり通っています。世界中でそのような判断ができる人はいない。（S）

■白馬村の住民登録拒否問題について子供の親への気持ちを無視する最低な判決だと思います。子供は両方の親の愛情を受けて健全に育つのではないのでしょうか。私は、堤則昭さんに賛同いたします。私も同様に別居妻の連れ去りに苦しんでいます。少しでもお力になればと思いメールしました。

（斉藤昌宏）

■子供の心が尊重されない行政、それを支持する判決。時代遅れです。夫婦は他人だから、それはそれは、いろいろあります。でも、そんな大人の事情で、片親と引き離される子供の傷は、それはそれは、大きいはずですが。もともと子供は、お父さんお母さんが、生まれつき大好きな存在だから。大好きなお父さんとお母さんの間で、子供の心はちぎれる寸前です。その子供が、ちぎれそうな心で下した決断・勇気を、白馬村の皆様、どうか大切に扱ってくださらないでしょうか。安全な通学、必要な教科書。必要なものを与えてくださるよう、どうかお願いいたします。（K）

■私も愛娘と突然引き離されて、8ヶ月が経ってしまっています。日本の司法が早く変わって、一人でも片親疎外で苦しむ子供が減るように、祈っております。（S）

■白馬村住民登録拒否裁判へのKネットの姿勢、強く賛同し

ます。(吉田直樹・親子ネット)

■是非、共同親権化の運動に賛同させていただきたいと思えます。私は、子供の人権侵害で妻と戦っている最中です。(岩崎孝典・長野県)

■子供が、このような不当な扱いを受けるなんて、信じられません、あってはならないことだと思います。私にも2才を迎える息子がおり、遠く静岡で暮らしています。自分の息子が将来もし、私を頼って来てくれた時に、安心して暮らせる世の中であって欲しいと願っています。皆さんの活動を応援しています。頑張ってください！(M.M・親子ネット関東)

■父親を父親と認めない、子供を一人の人として認めない。親権が無い=親ではないと言う裁判所と行政の対応はあってはならないものだと思います。頑張ってください。遠くからですが応援しています。(N)

■子どもが悲しむ事には黙っていられません。戦争、誘拐、親の養育拒否、いじめ……。子ども自身が、自分に関係のないところで、勝手に何事も進められていいんでしょうか？でも、これは何という理不尽なことでしょう。父親、母親、2人で親ですよ。片方だけで決めてしまったことを、裁判所も味方して、子どもの事を少しも考えない。これが法律なの？難しい事はわからないけれど、日本は、子どもの幸せ、そして国民幸せ少しも考えない国なのではないでしょうか？きっとそうなんですよ。この頃の、政府のやり方を見ると、恐ろしくなってきます。どうぞ負けないで、頑張ってください。(片桐鈴子・東京都)

■お子さんの件、不当な判決が出ていたとは驚きです。私も本人で損害賠償請求訴訟と間接強制を現在やっています。頑張らしましょう！(Y)

■お子様の利益を第一に考えて行動された堤様を支持します。行政が子供の利益を最優先に考えていないが為に、お子様が苦しい思いをされた現実を非常に悲しく思います。教科書をもらえない等、当たり前な待遇を行なわれなかった小学生のお子様が多岐にわたる傷ついたことなのでしょう。行政の対応は子供の人権侵害だと言えます。同じような状況で多くの親子が苦しむ社会を変えていけるよう頑張ってください。応援しています。(細原光俊・自営業)

■今の境遇が子どもの心をどれだけ傷つけるか……見て見ぬふりの行政・司法は許せません。控訴審、皆で力を結集

して、いびつな前例を変えていきましょう。子どものために行動する親の姿は、誰よりも子どもが見ていると思います。親として、親だからこそ、頑張り通していただきたいと思えます。頑張ってください。応援しています。(T.T)

■私も現在子供を連れ去られ裁判中です。子供は小学校の入学時に旧姓で入学させられました。戸籍上の名前があるにもかかわらず、小学校は通称名と言う認識で何ら対処致しません。この国は行政、司法が全く「子の福祉」など考えていません。応援しています。頑張ってください。

■これはどう考えてもおかしい。子どもの権利を踏みにじる行政をなぜ司法が応援するのか。小西智一(秋田県)

■運動に賛意を表明します。また、運動に可能な範囲で協力します。ムラ社会の中で異論の表明には相当の覚悟が必要です。しかし誰かがそれをしなければ日本を変えられません。勇気に賛意を表し協力させてもらいます。(中村敬)

■この件は、もっとも卑劣ないじめ。それも行政が率先して、子どもに対していじめをする。また、司法も絡んでいるから最悪。親の権利を奪われたら、もう助けを求めてきた子どもを守れない。全く理不尽なこの国の司法制度。そもそも、最初の連れ去り(拉致)を犯罪としないから、起こった問題。是非、頑張ってお子さんを守りぬいて下さい。(S・東京都)

■決してあきらめないで頑張りましょう。お子さんの為にも。沢山の応援が背中を支え、押しています。一緒に戦いましょう。(奥津)

■普通のお父さんさんとして子どもへの愛情をいっぱい注ぎながら、相手がどんなに巨大であろうと、おかしいものはおかしいと挑み闘い続けている堤さんにいつも勇気づけられています。そして尊敬しています。遠方からですが応援しています。(藤田尚寿・上海)

■私に出来る事はそんなに無いかもしれませんが、一緒に頑張っていきましょう！(下村真知子)

■家裁、司法について、疑問、不審は個人的に積もり積もってますが公務員ありき、の公務員体質が肩を組んで、わが身を守る姿勢に、日本の大きな問題も絡んでるようになってます。公務員を印籠のように考えて横柄に仕事している人が、結構います。とんでもない、勘違いで子供に被害をもたらしている。がんばりましょう。同じ目的をもつ、父親として心から応援しています。